

飯山市除雪オペレーター雇用支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、冬期間における交通を確保し、市民生活の安定と本市の市道除雪業務に携わる人材の雇用・育成を図るため、除雪オペレーターの養成を実施する事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、飯山市補助金等交付規則(昭和36年飯山市規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象となる事業者等)

第2条 補助金の交付対象となる事業者は、第1号の要件を満たす事業者(以下「対象事業者」という。)のうち、第2号の要件を満たす者(以下「資格取得予定者」という。)に対し、次条第1項各号に掲げる資格の取得に向けた取り組み(以下「補助事業」という。)を行う事業者とする。

(1) 事業者に関する要件は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 飯山市発注の市道除雪業務委託を受注している事業者若しくは協力会社である事業者又は当該交付の受けようとする年から起算して過去3年間において飯山市発注の除雪業務委託を受注したことがある事業者若しくは協力会社であった事業者

イ 市税等に滞納がない事業者

(2) 資格を取得する者に関する要件は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 対象事業者に雇用期間に定めがなく雇用され、又は雇用が見込まれている者

イ 申請日において満50歳未満である者

ウ 飯山市発注の市道除雪業務に従事することが見込まれる者

(補助対象となる資格及び経費)

第3条 補助金の交付対象となる資格は、次の各号に掲げるものとし、補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、当該各号に定める経費(対象事業者が支出したものに限る。)とする。ただし、国、県その他の団体の補助制度と併用する場合は、その補助金額を補助対象経費から除外する。

(1) 第一種運転免許のうち大型特殊自動車免許(農耕車限定免許及びカタピラ限定免許を除く。) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条第1項に規定する指定自動車教習所において免許取得に要する経費

(2) 車両系建設機械(整地、運搬、積込及び掘削用)運転技能講習の修了資格 資格取得に要する経費

2 同一人に対する同一資格取得に係る経費の対象は、この要綱において受検(受講)回数1回までとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合には、補助金の交付を受けることができる。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、資格取得予定者1人につき10万円を限度とする。

- 2 前項の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、補助事業を実施する前に、飯山市除雪オペレーター雇用支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の額が分かる書類の写し
- (2) 申請者と資格取得予定者との雇用関係等を証する雇用等証明書（様式第2号）
- (3) 申請者の市税等に滞納がないことの証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、飯山市除雪オペレーター雇用支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又は飯山市除雪オペレーター雇用支援事業補助金交付却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件等)

第7条 補助金の交付を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付を受けた日から起算して5年以上の間、飯山市発注の市道除雪業務委託を受注し、又は協力会社として市内の除雪業務に従事しなければならない。

- 2 資格取得予定者は、資格を取得したときは、資格を取得した日から起算して5年以上の間、市内の市道又は公共施設等の除雪関連業務に従事しなければならない。
- 3 前項の者が雇用する見込みの者である場合において、その者を雇用するに至ったときは、速やかに雇用を証する書類の写しを市長に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項及び第2項の規定に該当しないことが明らかになったとき又は前項の者を雇用するに至らなかったときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、補助事業者から前項の規定による届出があつたときは、補助事業者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ない事情があると特に認める場合は、この限りでない。

(補助金の実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、飯山市除雪オペレーター雇用支援事業実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 大型特殊自動車免許証の写し又は車両系建設機械運転技能講習終了証の写し
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 補助事業者が補助対象経費を支出したことを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、飯山市除雪オペレーター雇用支援事業補助金交付請求書(様式第6号)により、請求するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。